

## 子育て世代を対象とした移住イベント企画運營業務委託仕様書

### 1 目的

地方移住に興味のある子育て世代（主に 20～40 代）を対象とした移住イベントを開催し、イベント参加者に本県の充実した子育て環境を知っていただくことを通じて、石川県への移住を促進する。

### 2 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

### 3 委託予定金額

1, 4 5 0 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 4 本事業の対象者について

本事業の対象者は地方移住に関心がある主に 20～40 代の子育て世代とする。

### 5 委託業務の内容

(1) 首都圏および関西圏で開催する子育て世代を対象とした移住イベントの企画運營業務

#### ア イベントの開催時期および場所

開催時期	開催場所
令和 7 年 10 月頃	東京都内
令和 7 年 11 月頃	大阪府内
令和 7 年 12 月頃	東京都内

・開催日は、いしかわ「第二のふるさと」推進実行委員会（以下、「実行委員会」という）と協議のうえ決定すること。

#### イ 開催するイベントについて

##### ① 企画内容の提案

- ・各回ターゲットを明確にし、ターゲットに応じたテーマ設定とすること。
- ・実際に県外から石川県に移住し、子育て経験がある方を複数名手配し、座談会形式で参加者とゲストが気軽にコミュニケーションを交わせるイベントとなるよう工夫すること。
- ・石川県の子育て環境を PR できる内容とすること。
- ・イベントには、県内自治体が参加することがある。その場合は、参加自治体の PR 時間を組み込むこと。
- ・親子でも参加しやすいイベントとなるよう工夫すること。

##### ② ゲストの選定及び選定されたゲストとの調整

- ・ゲストの選定にあたっては、実行委員会と協議のうえ決定すること。
- ・イベント内容や当日の進行方法について、ゲストとの事前調整を行うこと。
- ・ゲストの報酬、会場までの旅費は、本事業委託費の中に含まれるものとする。

##### ③ 会場

開催場所は子育て世代が参加しやすいよう、アクセス、会場の広さ、飲食可否等を考慮し、実行委員会と協議のうえ決定すること。

④ 参加者の受付

申込フォーム等にて参加者の管理を行い、申込状況は随時実行委員会に報告すること。

⑤ 当日の運営

- ・会場設営・撤去
- ・参加者受付
- ・イベントの進行
- ・トラブル対応

エ その他

感染症等の影響により計画通りにイベントを開催することが困難な場合、イベント内容をオンラインでのセミナーや個別相談等に変更することがある。変更があった場合には、柔軟に対応すること。

(2) イベントの広報業務

ア インターネットやソーシャルネットワークサービス等を活用した広報の実施

地方移住に関心がある主に20～40代の子育て世代をターゲットとして、インターネットやソーシャルネットワークサービス等の広報媒体を活用した広報活動を行うこと。

イ チラシの作成

イベント開催毎にA4サイズ、片面（又は両面）カラーで作成し、データで納品すること。

ウ 関係機関と連携した広報の実施

いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）やふるさと回帰支援センター等の関係機関と連携しながら広報活動を行うこと。

- ・関連ホームページ

いしかわ暮らし情報ひろば：<https://iju.ishikawa.jp>

イシカワノオト：<https://ishikawa-note.jp>

エ その他効果的な広報の実施

上記のほか、イベントを効果的に広報できる手段を提案し、実行委員会と協議のうえ、実施すること。

6 実施体制

事業を確実にかつ円滑に実施できる体制及びスケジュールとすること。

7 成果品の提出

成果物は次のとおりとする。

(1) 実績報告書

本事業の実施内容を記載した実績報告書を作成し、A4サイズで提出すること。

(2) 電子データ

実績報告書データについては、PDF等の電子データにより提出すること。

(3) 提出期限

成果物の提出は令和8年3月31日を期限とする。

## 8 支払い方法

原則として、実績報告書提出後に支払うこととする。

ただし、実行委員会に協議し同意を得た場合、事業を執行した額を限度として、委託料の前金払を請求することができるものとする。

## 9 情報のセキュリティの確保

### (1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行う場合にあっては、別紙1「石川県情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

### (2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

### (3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 10 著作権等

### (1) 著作(財産)権の所有

成果品及び電子データ等、今回の契約により作成されたコンテンツに係る著作権、構成素材の著作権(二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む)は、委託者に帰属する(ただし、制作途中に制作案等の用途に使用して、成果品として採用されなかった制作物を除く。)ものとする。また、委託者は、コンテンツの維持又石川県の移住・交流居住に関する広報宣伝を目的とした改変及び印刷物等の二次利用をすることができるものとする。

### (2) 第三者への利用許諾

受託者は、成果品及び構成素材の第三者への利用許諾を認めるものとする。

### (3) 権利関係の処理等

ア 成果品及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。

イ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

### (4) 権利に係る留意事項

委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

## 11 留意事項

(1) 暴力団等の排除のため、受託者が以下のいずれかに該当する場合は、委託を行わない。委託後に判明した場合は、委託を解除できるものとする。この場合において、解除により受託者に損害が生じても、実行委員会はその責を負わないものとする。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 業務の実施にあたっては、実行委員会や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。

(3) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合については、実行委員会と協議の上、決定するものとする。

(4) 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面による実行委員会の同意を得なければならない。

(5) 移住に関心のない者に対し、金銭等を支給しての集客は行ってはならない。